

情個審 第 57 号

平成28年3月10日

茨城県教育委員会
教育長 小野寺 俊 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 大和田 一雄

保有個人情報不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成27年2月27日付け高教諮問第8号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私への郵便物送付の記録」不開示決定（不存在）に係る異議申立事案

（個人情報諮問第88号）

（個人情報答申第79号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成26年12月2日、異議申立人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

平成18年4月以降に特定の県立高等学校から私に郵便物が送付されたことがわかる記録

2 実施機関の決定及び通知

平成26年12月19日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録されているものとして茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）で定められた供用品受払カード（様式第157号）を特定し、平成23年度から平成26年度までを部分開示決定するとともに、平成20年度以前は、「平成25年度まで存在していたが、保存期間である5年を経過し、廃棄したことにより不存在である」とし、平成21年度及び平成22年度は、「請求に係る保有個人情報が不存在である」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成27年2月16日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書等において主張してい

るところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成21年1月から3月までの供用品受払カードは年度ごとの処分ではなく、開示請求時の平成26年には保存期間であったはずである。
- (2) 平成21年度及び平成22年度の供用品受払カードは、他の送付先の記載はあるが異議申立人の名前の記載がないのか、又は、送付先の記載が一切ないのか。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書等において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 供用品受払カードは、切手等を四半期分一括購入した場合にその出納状況を掌握するために記入するものであり、切手を払い出した場合は、受領者印を摘要欄に押すとともに、特定の県立高等学校では、独自に欄外に送付先を鉛筆で記載している。
- 2 供用品受払カードの保存期間は、茨城県財務規則の解釈及び運用について（平成5年3月31日付け出第一133号出納事務局長通知）により2年となっているが、監査等で提出を求められる可能性があるため5年としており、平成21年度から平成26年度までを保存していた。
- 3 再度確認したところ、平成21年度及び平成22年度の供用品受払カードの欄外には、異議申立人の名前はなかった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分に係る保有個人情報について
本件処分に係る保有個人情報は、特定の県立高等学校が作成した平成18年度から平成22年度までの供用品受払カードに郵送先として記録された異議申立人に関する情報（以下「本件保有個人情報」という。）であると認められる。
実施機関は、平成20年度以前の供用品受払カードについては、保存期間である5年を経過して廃棄したため、また、平成21年度及び平成22年度の供用品受払カードについては、異議申立人の名前がなかったため、本件保有個人情報は不存在であると主張している。

これに対して異議申立人は、供用品受払カードは暦年で保存しており、

平成21年1月から3月までの供用品受払カードは存在し、その中には本件保有個人情報も含まれている旨主張しているものと解されることから、以下その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

供用品受払カードは、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「規則」という。）の規定による帳票であって、規則第272条では、収入及び支出に関する伝票の保存期間の基準は保存期間基準表（別表第5）に定めるところによるとされており、同表の備考において「保存期間は、当該伝票に係る収入又は支出の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。」とされている。そうすると、供用品受払カードの保存期間は、年度で計算するものと認められ、平成18年度から平成20年度までの供用品受払カードは、開示請求時点において5年を経過していることとなるため、本件保有個人情報のうち平成18年度から平成20年度までについては、保存期間である5年を経過して廃棄したことにより不存在であるとする実施機関の主張に不自然・不合理な点はないと認められる。

次に、当審査会において平成21年度及び平成22年度の供用品受払カードを見分したところ、郵送先が摘要欄に記載されていると認められるが、そこに異議申立人の名前は見当たらなかった。よって、異議申立人の名前がないため、本件保有個人情報のうち平成21年度及び平成22年度について不存在であるとする実施機関の主張に不自然・不合理な点はないと認められる。

したがって、本件保有個人情報は不存在であるとして実施機関が行った本件処分は、妥当であると判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、本件保有個人情報の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成27年	3月	2日	諮問受理
平成27年	4月	20日	諮問庁意見書受理
平成27年	6月	16日	異議申立人意見書受理
平成27年	8月	13日	諮問庁補足意見書受理
平成27年	9月	17日	異議申立人補足意見書受理
平成27年	12月	4日	審査（平成27年度第6回審査会第二部会）
平成28年	1月	18日	審査（平成27年度第7回審査会第二部会）